

総務・企業常任委員会

◎ 開催日時 平成 26 年 3 月 14 日（金） 10 時 01 分～11 時 52 分

◎ 開催場所 第一委員会室

◎ 説明員 知事公室長、総務部長、企業庁長および関係職員

◎ 議事の概要

【知事直轄組織所管分】

1 付託案件

（１）議第 83 号 平成 25 年度滋賀県一般会計補正予算（第 10 号）のうち知事直轄組織所管部分について

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

【総務部所管分】

2 付託案件

（１）議第 83 号 平成 25 年度滋賀県一般会計補正予算（第 10 号）のうち総務部所管部分について

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（２）議第 84 号 平成 25 年度滋賀県市町振興資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（３）議第 90 号 平成 25 年度滋賀県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（４）議第 93 号 平成 25 年度滋賀県用品調達事業特別会計補正予算（第 1 号）

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（５）議第 94 号 平成 25 年度滋賀県収入証紙特別会計補正予算（第 1 号）

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（６）議第 95 号 平成 25 年度滋賀県公営競技事業特別会計補正予算（第 2 号）

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

（７）議第 100 号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

【企業庁所管分】

3 付託案件

(1) 議第 97 号 平成 25 年度滋賀県工業用水道事業会計補正予算 (第 2 号)

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

(2) 議第 98 号 平成 25 年度滋賀県水道用水供給事業会計補正予算 (第 3 号)

〔結果〕 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

4 委員長報告

委員長に一任された。



委員会で配付された資料

- 1 平成25年度 2 月補正予算 主な事業概要 (知事直轄組織)
- 2 平成25年度 2 月補正予算 主な事業概要 (総務部)
- 3 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて
- 4 平成25年度 2 月補正予算 主な事業概要 (企業庁)